

脱炭素社会の実現に向けた取組の支援について

四 国 部 会 提 出

菅前首相は、令和2年10月に日本は2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言した。また、令和3年4月には気候変動サミットにおいて温室効果ガス排出量を2030年までに2013年度比で46%削減することを表明し、脱炭素社会の実現に向けた道筋が強く示されている。

同年5月改正の地球温暖化対策推進法では、脱炭素社会の実現を旨として、国民並びに国・地方公共団体・事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならないとの基本理念が新たに規定され、地方公共団体・事業者・国民の責務として温室効果ガス排出量削減等に取り組むことが求められている。

各自治体では、地域の現状に応じた再生可能エネルギーポテンシャル調査や、それを踏まえた地球温暖化対策実行計画の区域施策編を策定するなどの取組を始めているところもあり、我が国全体として地球温暖化対策を進めていくためには、各自治体の現状に応じた支援が不可欠である。

よって、自治体が脱炭素社会の実現をめざし、着実に取り組んでいくため、以下の点について、国において特段の措置を講じるよう強く要望する。

1. 地域の課題や現状に応じた脱炭素に資する事業に活用できる、汎用性の高い交付金の創設について

各自治体の温室効果ガス排出量の状況や要因等の周辺状況を十分に把握し、各自治体に合った支援が必要である。現在も多様な支援メニューがあるが、いずれも交付要件は厳しく、支援を受けられない自治体もあると考えられる。そのため、地域の課題や現状に応じた脱炭素に資する事業に活用できる、汎用性の高い交付金の創設を要望する。

2. 長期的な財政的支援措置について

脱炭素社会実現のため、長期目標としての2050年を見据えて、地域における再生可能エネルギーの導入や省エネルギー施策等、様々な施策に取り組んでいかなければならない中で、予算措置が非常に厳しい自治体の現状を踏まえた長期継続的な財政的支援措置を要望する。